笠岡市小規模工事等契約希望者登録要綱の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （対象となる契約） | （対象となる契約） |
| 第２条　小規模工事等の対象となる契約は，その内容が軽易で，かつ，履行の確保が容易であると認められるものであって，当該契約金額が建設工事にあっては１３０万円未満，修繕にあっては１００万円円未満のものとする。 | 第２条　小規模工事等の対象となる契約は，その内容が軽易で，かつ，履行の確保が容易であると認められるものであって，当該契約金額が建設工事にあっては１００万円未満，修繕にあっては５０万 円未満のものとする。 |